# イラクにおける占領法規の適用について

―占領法規の現代的意義

井

京

新

#### しめに

次世界大戦以降も頻繁にみられ、占領法規が適用されるべきだった状況は存在した。しかしそれらの事例においても、 国の領域またはこれに準ずる地域が他国の軍隊の権力下に置かれる」という意味での事実としての占領の現象は、第二 った。当事者が占領法規の事実上(de facto)の準用を認めた事例さえ、イスラエルによるパレスチナ占領以外には存 占領法規が適用される伝統的な意味での「占領状態」は、占領当事者によって法的(de jure)には一度も認めらなか 赤十字国際委員会(ICRC)などが一致して法的な占領状態の存在を認めた第二次世界大戦後初の事例である。「一 二〇〇三年四月から二〇〇四年六月二八日まで続いた多国籍軍によるイラク占領は、占領当事者、安全保障理事会、

イラクにおける占領法規の適用について

同志社法学 五八卷二号

四五五五

同志社法学

いてどのように位置づけられているかを示す貴重な例であったと言えよう。 在しなかった。その意味で、イラク占領は、占領法規が現代の紛争状況にどのように適用され、今日の国際法秩序にお

で捉えられながらも、イラク国家の再建という占領法規が想定していなかった現実の要請に直面したからである。 しかしそのイラクの占領も、占領法規適用のオーソドックスな事例とはみなせない。なぜならば、占領法規の枠組み

例えばイラク占領に関連して、シェファーは、イラク占領が伝統的な占領法規の枠組みの下に置かれたことを批判

なかった」のであり、過去五○年の実行では、そのような急進的な変革を必要とする場合には、占領法規ではなく「国 連の任務または信託統治として」行われてきたとされる。確かに、冷戦後の多くの事例でも、国連安保理が許可した国 した。彼によれば、占領法規はイラク占領のような「社会の変革のために行われる介入に適用されることを予定してい

連暫定統治が、紛争後の国家再建の役割を担っている。

で関与することが常態となっている今日の国際社会を踏まえるならば、イラク占領において投げかけられたこの問題 占領法規の枠組みに位置づけることができないのであろうか。武力紛争後の安定化プロセスに、国際社会が何らかの形 はたして、シェファーが指摘するように、イラク占領のような「国家再建」を支援する形態の軍事活動は、 伝統的な

占領法規の適用状況を検討することで、占領法規の現代的意義の一端を明らかにしたい。 は、占領法規の現代国際法秩序における存在意義そのものをも問うものと言えるだろう。そこで本稿では、イラクへの

## 一 占領法規適用可能性

#### 1. イラクは「占領状態」な

イラクの状況は占領法規が適用される占領状態とみなしうるか。ハーグ陸戦規則四二条によれば、占領状態は次のよ

「一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキハ、占領セラレタルモノトス。

占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス。」

が確認されている。ゆえに「事実上の権力」の確立という戦闘地域と占領地域の区別基準は今日でも有効である。 として起草されており、現行の各国軍マニュアルや旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)の判例においても、(8) さらに一九四九年のジュネーヴ諸条約共通二条一項は、「この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言さ ハーグ規則のような「占領の定義」を置かなかったが、ハーグ規則の占領に関する規定を補完するもの

ものとなるよう規定されたものである。 頭に置いて起草されており、「占領が戦争宣言も敵対行為もなしに行われた状況(傍点引用者)」にも条約が適用可能な 適用する」と規定されている。ICRCのコメンタリーによれば、同項は、ドイツによる一九三九年のチェコ併合を念 約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けると受けないとを問わず、 に条件付けず、事実としての武力紛争の存在で十分であるとした。また同条二項において、「この条約は、また、 れた戦争又はその他の武力紛争の場合について」適用されると規定し、ジュネーヴ諸条約の適用開始を戦争状態の有無

法規の適用が開始されうる。また同二項により、外国軍によって「事実上の権力」が確立されれば、あらゆる場合に、 項により、事実として武力紛争が存在し、その過程で一定領域が敵軍の「事実上の権力」の内に陥れば、自動的に占領 このように、ジュネーヴ諸条約共通二条の効果により、占領法規の適用範囲は大きく拡大された。今日では、 同条一

占領法規適用対象たる「占領状態」が存在する可能性があることになった。

大規模な国際的武力紛争の後に、敵国軍隊が全土に展開し、事実上の権力が確立されたイラクの状態は、

前述の占領

この書簡で英米は、イラクが占領状態にあり、両国が占領国であることを認め、同時にイラクの復興における国連の協 るものを含む国際法上の義務」に従うこと、また両国によるイラクの支配が暫定的なものに過ぎないことを強調した。 日付け安保理議長宛書簡で、連合暫定統治当局(CPA)の創設を報告し、「イラク人民の基本的な人道的要請に関す の定義に完全に合致している。英米両国は、イラクにおける大規模な戦闘の収束が宣言された直後の二〇〇三年五月八

理は、まず「(英米が、)適用可能な国際法に基づき、統一された指揮権に服する占領国 な権限、 書簡を受けて採択されたのが安保理決議一四八三である。憲章第七章に基づいて採択されたこの決議において、 責任および義務を確認」(前文一三項)し、「全ての関係国に、 国際法、 特に一九四九年のジュネーヴ諸条約お (占領当局) として負う、

力を求めたのである。

よび一九○七年のハーグ規則に基づく義務を全面的に履行するよう要請」した(本文五項)。

#### 2. デベラチオ理論の否定

国の意思によって戦争状態は一方的に終了可能であり、占領法規が適用されないとされていた。その代表的な例が、第 に敗北し戦闘を継続する能力がなく、 の領域国の主権、または利益を維持することが占領法規の一つの目的と考えられる。よって伝統的に、一交戦国が完全 ところで、占領法規は被占領地域を代表する国家が存続している状況を前提としていると言われる。そのような本来 同盟国も状況を挽回する能力および意思を持たないデベラチオの状況では、

二次世界大戦後の連合国によるドイツ占領である。ドイツ占領において連合国は、この理論に基づいて占領法規の適用

を否定し、被占領国の政治体制、経済的構造などを大きく変更する政策をとった。ドイツ降伏直後、連合国は次のよう に宣言した。

政府その他の当局は、もはや存在しない。」 「ドイツには、秩序維持、 国内統治および戦勝国の要請の遵守について責任を引き受けることのできる中央

の編入を意味するものではない。」 「(四カ国政府は) ここに、 ……ドイツに関する最高権限を引き継ぐ。……これら権限の引き継ぎは、 ドイツ

理由が、連合国のドイツ占領には全く存在せず、「それでも占領法規を適用しようとするのは時代遅れな試みである。 こと、および占領軍の戦争遂行の為に占領地住民が搾取されるのを防ぐことであるとして、そのような占領法規の存在 国家としては存続しているとされた。ジェニングスは、軍事占領の目的が、被占領地の合法政府が持つ主権を保護する おり、ドイツにおいて主権を行使しうる唯一の存在は連合国である。しかし連合国に領土編入の意思はなく、ドイツは すなわち、平和条約が締結されていないため戦争状態は継続しているが、ドイツの軍及び統治機構の完全な崩壊して

ようなケースにおいても理想的な法的枠組みとなり得た。しかし今日においては、武力不行使原則や人民の自決権の観 デベラチオの理論は、被占領地の政治経済体制を根本的に変革する占領政策にもっとも適合的であり、イラク占領の

と述べて、デベラチオ理論による占領法規適用の排除を正当なものと認めた。

点から、占領による領域の一方的な併合は認められておらず、敵国の完全な敗北により必然的に占領法規が適用されな くなるとは考えられない。この点に関して、ベンヴェニスティは、今日では主権は人民にあり、政治エリートにあるの

イラクにおける占領法規の適用について

家と政府を同一視する廃れた考え方であり、その残滓が連合国によって自己正当化のために持ち出されたが、もはや有 ではないとの立場から、「政府の崩壊は占領地域に関する主権に何等の影響も及ぼさない。主権は引き続き地域住民に 効ではない」のである。 軍隊が完全に敗北したという事実も、 住民の主権を剥奪しない」と述べる。彼によれば、「デベラチオ理論は国

とデベラチオ後の占領とを区別していない。文民条約四七条では、 さらに第二次世界大戦後のドイツ占領の事例を踏まえて起草された一九四九年のジュネーヴ諸条約では、 通常の占領

しくは政治にもたらされる変更、占領地域の当局と占領国との間に締結される協定又は占領国による占領地 「占領地域にある被保護者は、 、の全部若しくは一部の併合によってこの条約の利益を奪われることはない」 いかなる場合にも及びいかなる形においても、 占領の結果その地域 の制度若

事例で占領法規不適用を承認する論者も、当時存在したとすれば、文民条約が適用可能だったことは認めている。 と規定されており、 領土の編入措置がとられた場合にも、占領地住民としての地位が確保されることになる。 ドイツの

となるような行政的、 軍事的な敗北、 かつ事実上の存続を前提としており、デベラチオの状況を想定していないのは事実である。彼によると、敵国の完全な しかしそれでも、 特に機能しうる政治的構造が消滅した状況では、占領軍は、 ハインチェル・フォン・ハイネックが指摘するように、ハーグ陸戦規則も文民条約も、 司法的、 立法的、 および社会的制度を設置するために必要なすべての措置をとる権限を有するの 問題となる領域の「秩序ある政治\_ 敵国の法的 の前提

が現実的だとされる。しかし、この立場によれば、紛争当事国は戦闘をどの段階まで継続するか(敵国政府を完全に崩

の意思と実力によって決定しうるこの立場は妥当とは思われない。 法規の適用を排除された場合に当事国が行使しうる権限の影響の大きさを考えると、占領法規の不適用を当事国が自ら 壊させるまで戦闘を続けるかどうか)という自己の判断により、占領法規の適用の有無を決定できることになる。 占領

適用されないという理論が今日では妥当性を持たないことを証明している。よって、たとえ敵国が崩壊した状況で占領 法規の適用が排除されるべきだとしても、デベラチオ以外の根拠によって認められるべきであろう。 イラク占領において占領法規の適用が当事者により一致して認められている事実は、デベラチオの場合に占領法規が

## 二 「国家再建」と占領法規

# 1. イラク占領における「国家再建」措置

れると考えられる。 安保理決議一四八三は明確にイラクにおける占領法規の適用を求めており、少なくとも英米両国は占領法規に拘束さ

改革し、イラクを再建するイラク人民の努力に支援を行うよう要請」し(本文一項)、「占領当局に、領域の実効的統治」 憲章および関連する国際法にしたがって、イラク人民の福祉を向上させるよう要請」した(同四項)。 特に安全と安定の回復、およびイラク人民が自らの政治的将来を自由に決定できる状況を創設することを通じて、 を形成するイラク人民の努力を奨励」(同五項)している。本文では具体的に、「加盟国および関連機関に、統治機構を しかしその一方で同決議前文は、イラク人民の自決権を強調し(前文四項)、「法の支配に基づき自らを代表する政府 国連

りとられた措置を追認している。 イラクのCPAは、この安保理決議に基づいて、次のような措置をとった。安保理も、 その後の決議で、CPAによ

同志社法学 五八卷二号 四六一

(九〇一)

イラクにおける占領法規の適用について

治権限を行使すること、そのために必要な執行権、立法権、司法権などを有することを規定し、さらに以下のように規 する安保理決議 (特に決議一四八三)、および戦争の法規慣例にしたがって公布された同規則は、CPAが暫定的な統 安保理決議一四八三が審理されているさなかに、規則第一号を発布した。CPA行政官により、

定する。

るその他の規則および命令と矛盾する場合はその限りではない(二条)」 し、CPAが権利を行使しまたは義務を履行することを妨げる場合、または本規則もしくはCPAが制定す って変更されないかぎり、二〇〇三年四月一六日に効力を有していたイラク法令は引き続き適用される。但 「CPAに与えられた権限と責任を遂行するために、行政官は、必要な場合に、規則および命令を制定する。 「CPAにより停止もしくは変更されないかぎり、またはイラクの民主的組織によって制定された立法によ

CPAは、この規則に従って、政治的および経済的なイラク国内制度の抜本的変更を行い、イラクの「国家再建」を試

みたのである 政治制度については、CPAは命令第一号を発し、バース党体制の解体を開始した。同命令は、措置の正当化根拠と

力によって脅かされないため、ならびに将来の政治体制をイラク人民に容認できるものとするために、バース党員の公 もたらされる脅威」、および「バース党が引き起こす連合軍の安全への脅威」を挙げ、新しい民主的政府がバース党勢 して、「バース党によって行われた過去の深刻な人権侵害」、「バース党の組織と人員がイラク政府内に残存した場合に

職からの追放を命じた。また命令第二号は、イラク国民の抑圧の手先とされた、軍、国防省、情報省、 各種特別裁判所などの組織の解体を命じた。 情報機関、

き復活させた。 治体制の再建の道筋がつけられた。また政治制度のみならず、司法制度、刑事法の変革も行われた。CPAは、「前政 統治評議会とCPAが、 問題についてこの評議会と協議し調整することがCPAの義務であるとした。安保理はこの統治評議会の設置を歓迎 権が刑法の規定を、国際的に承認された人権基準に違反する抑圧の手段として用いていた」ため、現行の刑法を停止し、 した。その後、統治評議会とCPAの協調によって政府官庁が再建され、大臣が任命された。二〇〇三年一一月には、 フセインが政権を掌握する前の一九六九年刑法を、死刑に関する規定および表現の自由を過度に制限する規定などを除 CPAはまた、イラク人からなる統治評議会がイラク暫定統治の主要機関として設置されたことを承認し、 暫定憲法の制定、主権移譲、 憲法制定議会選挙などのプロセスについて協定を結び、イラク政 あらゆる

が統治評議会と協働し、同評議会の希望により命令が発布されたことが強調され、また制度改正の「目的」として、イ れた。結果として、イラクの経済構造は従来の憲法の社会主義的指向から自由主義市場経済へと大きく変化させられた(望) 約されていた外国の投資家からのイラク経済へのアクセスを開放する措置をとった。その他、 ラク人民の生活条件、 のである。これらのCPAの命令では、前文において、戦争の法規慣例および関連する安保理決議に基づいて、CPA ステムなどの大幅な変更、さらには新通貨の発行もCPA命令によって実施され、基幹産業の規制緩和・民営化も行わ CPAの改革措置は経済的側面にも及んだ。例えば、投資に関するすべての規制を撤廃して、従来は憲法上大きく制 技術力および機会を向上させること、ならびに治安を悪化させる失業に対処することが繰り返し 税制、 企業法制、 銀行シ

謳われている

治的経済的改革措置をとることは必要だったと言えるだろう。問題は、そうした措置がどの程度法的に許容されるかと 所与の事実とすれば、イラク経済の荒廃とフセイン政権による政治体制の私物化の状況からみて、CPAが何らかの政 いう点である。そこで以下では、占領法規に基づいてこれらの措置が許容されうるのかを検討する。 イラクに対する武力行使そのものの国際法上の評価を留保し、フセイン政権の崩壊と多国籍軍によるイラクの占領を

# 2. 占領における「現状維持」原則

ハーグ規則および文民条約の規定の意味

うる。この原則について、ハーグ規則四三条は 占領地における法令の改変および政治経済体制の変更は、占領法規に謳われた現状維持の原則との関係が問題となり

シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ。」 |国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重

と規定する。また文民条約六四条は次のように規定している。

「被占領国の刑罰法令は、これらの法令が占領国の安全を脅かし、 又はこの条約の適用を妨げる場合におい

て、占領国が廃止し、又は停止するときを除く外、引き続き効力を有する。……」

「もっとも、占領国は、占領地域の住民をして、自国がこの条約に基くその義務を履行し、当該地域の秩序 使用する施設及び通信線の安全を確保することができるようにするため必要な規定に従わせることができ ある政治を維持し、 且つ、占領国の安全、占領軍又は占領行政機関の構或員及び財産の安全並びにそれらが

されたことが明らかである。よって、刑罰法規に限らず、あらゆる法令について述べたものと考えられる。 ナキ限」という例外の条件を、「より正確かつ詳細な形式で」書き改めたものとされている。六四条一項は、「刑罰法令」 規定」の範囲が限定されていないが、起草過程を検証すると、二項では「刑罰規定」という限定的用語が意図的に排除 についての現状維持の原則とその例外を定めている。それに続く二項では特に占領国が従わせることができる「必要な ICRCのコメンタリーによれば、文民条約六四条は、曖昧な解釈が可能であったハーグ規則四三条の「絶対的ノ支障 以上から、ハーグ規則四三条とそれを精緻化した文民条約六四条の下で、占領軍が制定した法令を住民に適用できる

②占領国および占領軍の安全確保に必要な場合 ①ジュネーヴ条約の適用に必要な場合

③占領地の秩序ある政治を維持するため必要な場合

のは、

という二つの場合に限られるとされている。

同志社法学

#### (2) 「体制変更」の可能

る。この占領軍の権利は、歴史的に十分確立した権利として、文民条約五四条二項但書で認められている。 量が与えられ、その一つとして、被占領地において公職にあるものを占領軍の都合により罷免する権利を認められてい 事実上の権力を確立した占領軍は、「公共ノ秩序及生活ヲ回復確保」する義務を負う。そのため占領軍には一定の裁

近い内容の提案し妥協が図られた。このように占領地における政治体制の根本的変更を可能とする規定は否定された。

⑤ とができる」とのみ規定されていた。これに対して米国は、第二次世界大戦後のドイツ占領の経験に基づいて、被占領 国内政治体制を完全に変更したドイツ占領のような状況は、占領法規自体により正当化されるのではなく、 国の法令が「占領国により変更されるまで」有効であるという提案を行い、実質上あらゆる変更が可能となる修正を試 続き有効である。……占領軍は、占領軍構成員およびその財産の安全……のためにのみ新しい規則に住民を従わせるこ 許容されないように思われる。同条の起草過程の原点となったICRCの条約草案では、「被占領国の刑罰法規は引き しかしその一方で、文民条約六四条の起草過程によれば、被占領国の政治制度や経済制度を根本的に変革することは しかし米国修正案は、 ハーグ規則の制限を過度に拡大するものであるなどの批判を招き、英国が現行の六四条に 占領法規の

め、このような組織を廃止する絶対の必要が存在するかもしれないが、占領軍が事実上の権力を確立し、 立したといえるのであれば、存在そのものが脅威となる政治体制は通常は存在しないだろう。また③によれば、 ない。例えば②により、 文民条約六四条の三つの例外を個別に考慮しても、 秩序ある政治の維持のために必要な規制を行うことができる。占領地の統治体系が完全に崩壊し、占領軍が住民統 従前の政治体制が占領軍の安全の維持に「恒常的」脅威を与える場合、 用語の通常の意味で解釈するならば、 同様の結論とならざるをえ 占領軍の安全確保のた 占領状態が成

適用範囲外に置かれた。

治のために活用できない場合には、占領軍自らが占領地域の統治機構を再建することも認められよう。ただしその場合 いると考えるべきであろう。 占領国の権力構造を変更することは、単なる法令の暫定的変更とは異なり、効果が永続的となりうるため、禁止されて のは、従前の統治機構を再建し、従前の法令に則った統治がもっとも住民の利益に適合的であるということである。被 占領軍がなしうるのは、「現地の基本的な統治体制を再建する」ことに限定される。占領法規が前提としている

# ③ 「住民の利益のため」の法令改変

A. 長期占領の「特殊性

地住民の利益のためにする措置の必要性は、占領が長期化するにしたがって強調されるようになる。 占領軍は「秩序ある政治を維持する」ために、占領地域住民をして必要な規定に従わせることができる。占領軍が占領 て、占領軍は、占領地住民の利益を保護促進するため統治に関する一定の裁量を有していると思われる。文民条約でも、

ハーグ規則により、占領国は、占領地の「公共ノ秩序及生活ヲ回復確保」することが求められる。この義務に基づい

とらざるをえなくなり、法令改変によって社会福祉政策または税制などの制度変更を行う必要が出てくるというので の法的枠組みが必要であると指摘されることがある。占領軍は時間が経過すればするほど現地のニーズに応えた措置を ある。ハーグ規則に言う「公共の秩序及び生活」の維持に時間の経過を読み込み、「短期の占領なら不適当な立法措置も、

占領法規は、短期間の占領しか想定しておらず、例えばイスラエルによるパレスチナ占領のような長期占領には、

別

また一般的には、福祉国家観の登場により、占領当局に求められる措置は拡大していると言えるだろう。 長期の統治においては妥当なものとなりうる」として、むしろ現実の変化に対応する占領国の義務を主張するのである。

同志社法学 五八卷二号 四六七 (九〇七)

イラクにおける占領法規の適用について

りかねない。ペレが指摘するように、占領が長期にわたるとしても、占領国は被占領地域の主権者ではないのであり、 も、その矛盾を占領法規の不適用、あるいはその存在意義を失わせるような拡大解釈によって解決することはできない 領が主権の委譲とは異なった暫定的な制度として存在する以上、占領法規が長期占領に必ずしも適合していないとして 自国領域内で主権を行使してなしうる立法措置と全く同じ措置を占領地においてもなしうるわけではないのである。占 しかし「住民の利益」のための占領軍の措置が合法であるとすれば、占領当局にほぼ無制限の権限を与えることにな

### B. 人権条約履行のための措置

な法令が未整備な場合には必要な立法措置をとることが義務づけられる。この義務は、被占領地領域国が当該人権条約 確立された占領地域において、占領国が人権条約上の義務を免れえないことは明確に認められている。 さらに進んで、 いて、占領国は、占領地において、従前の人権条約違反の立法を停止すること、および人権条約を履行するために必要 また、文民条約の規定によれば、占領軍は、ジュネーヴ条約の義務を履行するための現地法令の改変が認められる。 人権条約履行のための法令変更である。占領国により否定される場合があるが、今日では、「事実上の権力」が 現地法令が国際法に反する場合の法令変更を認める国内軍マニュアルも存在する。しばしば問題となる 人権条約に基づ

次の点を強調しておきたい。まず、人権条約の義務の中には、その実施方法が締約国の幅広い裁量に任されているもの 確かに、イスラエルのような事例で、住民の福祉向上のための措置が許されないのは、 その意味で「人権保障のための法令改変」はきわめて説得力があるように思われる。 人権保障の観点から不合理で しかし、これに関しては

の締約国でないとしても、免れうるものではない。

があり、 ンタリーが言うように、占領国は、「自国の法制度に揃える」ためだけに現地法令を変更することは出来ないのである。 現地の法令がその裁量を逸脱していないかぎり、占領国がこれを改変することは許されない。ICRCのコメ

自国の人権条約上の義務遂行のために絶対的に必要なかぎりにおいて、現地の既存法令と可能な限り一

その意味では、

占領国の負うべき人権条約上の義務の範囲が、占領地域と本来の国家領域とで異なることを許容する一応の根拠となり 致した新規立法が許容されるに過ぎない。ここでも先述のペレの指摘は妥当するのであり、 占領制度の暫定的性質は

地法令のより広範な改変の自由を認めることは、占領の暫定性、 うるだろう。人権条約履行のためであっても、そしてそれが住民の利益に合致するように見えるとしても、 占領軍の意思決定の暫定性を放棄し、占領軍が主権を

#### 3 イラク占領措置 の違法性

獲得して永続するのを認めることと同じ結果になりうる。

を前提として、イラクの主権を維持しつつ、その政治的将来を決定するプロセスの中で、CPAがとった一連の「改革 ド・ベルムに属する問題であるため、ここでは一応検討の対象外としておく。問題となるのは、 連合軍による武力行使の結果、旧政権が崩壊した。この旧政権打倒が法的に許容されるかは、ユス・ア 旧政権が崩壊したこと

措置が占領法規の現状維持原則と合致するかどうかである。

政治体制と行政組織の樹立も、 保」するために、最低限度の秩序維持または経済基盤の整備のための法令改変は法的に許容される余地がある。 以上に検討したように、占領下での法令変更は限定された目的でのみ可能である。占領地域の「公共ノ生活ヲ回復確 現地法令改正によって可能になるため、原則として占領法規が許容する法令改変の範囲

内であれば可能であるように思われる。例えば、イラクの多くの政府機関がフセイン政権の政治エリートたちによる支

(九〇九

同志社法学 五八卷二号

によるとしても同様である。 統治構造の変更は、原則として許されないと考えるべきである。それが統治評議会のような現地住民の代表組織の要請 もある。現実の住民の必要を満たす暫定的行政組織の設立を越え、将来のイラク国民が容易に変更しがたい効果を持つ かすのであれば、占領軍が、そうした機関を継続して機能させ、あるいは機能を回復させることを義務づけられるとは 配と密接に結びつき、フセイン政権の存在なくして存在意義を持たないのであれば、またその存続が占領軍の安全を脅 いえない。しかしその反面、行政制度の変更は不可避的に永続的効果を持ちうるので、単なる法令変更とは異なる側面

),8<u>1</u> はない。しかしCPAによる経済面での改革措置は、そうした従前の国家政策とは正反対の方向性を持っている。 べきものであり、それを変更するかどうかはイラク人民の意思に委ねられるべきであって、占領軍が決定できる問題で もまた、憲法上の根拠があった。これらの政策は、フセイン政権が存在しないとしても、 点を社会主義制度の発展に置き、憲法の他の規定も、社会主義的色彩を濃厚にしていた。経済を海外に開放しない政策 占領下での暫定的な措置として実施されたのだとしても、ここで生じた変化を将来のイラク政府が打ち消すことは難 イラクにおける経済体制の変革は、より正当化が難しいだろう。イラクは憲法一条においてそのイデオロギー的立地 国家の基本構造としてあり得

規のみによっては、企図した活動を正当化するには十分ではないと両国が考えていたことの証左ともいえよい。 個別的許可に必ずしも執着しなかった英米両国が、 ものであり、 占領法規によっては正当化できない措置であると考えられる。イラクへの武力行使開始について明示的 占領開始時には安保理決議を必要としたこと自体、

以上のようにイラクにおける政治経済体制の根本的変更は、占領法規が占領国に許容した権限の範囲を大きく越える

# 三 安全保障理事会決議の役割

## 1. 安保理決議一四八三の意義

明確に述べている において、「占領法規では許容されない行動を占領軍がとれるようにするために」安保理決議の権威が必要とされたと る占領法規に合致しない措置については、安保理決議による法的正当化が試みられた。英国外務省は、議会への答弁書 イラク占領は、占領状態が存在し占領法規が適用されることを前提とし、同時にイラクの国家再建のために必要とな

先に見たように、占領法規により与えられた権限を大きく越えるものである。安保理決議一四八三はCPAの非常に幅 しかし安保理決議一四八三は、占領国に占領法規からの逸脱を授権したのであろうか。CPAが実際にとった措置は

議では、文言上、占領国が占領法規の義務に合致しない措置をとる権限を明示的に与えているわけではなく、むしろ逆

広い機能を想定し、その後の決議では、CPAによって実行された広範な措置を承認している。ところが、それらの決

に、占領法規の遵守がいかなる留保もなく要請されている。また公開されている議事録からも、各国代表が、決議一四 八三を占領国の権限を越える一般的な権限を付与するものと考えていたとの示唆は読み取れず、逆に、占領法規の遵守

ラク人民による政治的将来の決定を支援する」というきわめて概括的な授権をしたに過ぎないのである。したがって、 結局のところ、安保理決議は、決議が支持した諸措置が占領法規の枠内に収まるかどうかを明確にすることなく、「イ

を一切の留保無く強調する発言の明確さが目立っている。

不明確なままに残された。そのような概括的な文言は、国際法の規則に可能な限り合致するように解釈するべきであり、 予定された措置のどの点が占領法規に合致しないのか、あるいは占領法規に代わってどのような規則が適用されるかも

イラクにおける占領法規の適用について

同志社法学 五八卷二号 四七二(九一二)

うべき義務を免れうると主張しており、決議が占領法規の適用に影響を及ぼすべきものとして採択され、履行されてい な「柔軟な解釈」は否定されていない。またこの決議を根拠にして、本来占領国とみなされるべき国家が、占領軍の負 規によっては正当化できない措置をとる権限を主張しており、その後の展開において決議文言の占領国によるそのよう 国際法違反の措置を正当化しえないと主張する論者もある。しかし結果としては、占領国はこの決議を援用して占領法国際法違反の措置を正当化しえないと主張する論者もある。しかし結果としては、占領国はこの決議を援用して占領法

与えられたのである。 考えられる。他の規定は有効なままであるが、法の変更、 したがって、安保理決議一四八三は、占領法規からの何らかの「離脱 制度の変更のため、一部の占領法規に反して行動する許可が (carve out)」を可能にする効果を持つものと

ると考えざるをえない

#### 安保理の権能

2

授権することができるのだろうか。 一般論としては、安保理は国際法に合致しない内容の決議を行うことが出来ると考えられている。ケルゼンが指摘す

ところで、安保理は、所与の状況において本来課されるべき国際法上の義務に合致しない措置をとることを加盟国に

要な責任」を負わせた国連憲章二四条は、 するわけではない。このことは憲章の規定ぶりからも明らかである。安保理に「国際の平和及び安全の維持に関する主 るように、安保理が憲章第七章の下でとる強制行動の目的は、平和の維持回復であって、必ずしも国際法の強制を意味 同条二項において、この「主要な責任」に基づく義務を果たすにあたって、

平和及び安全を維持すること」を挙げ、そのため一方で国際紛争の調整又は解決(紛争の平和的解決)を「正義及び国

「目的及び原則」に従って行動することを求めている。憲章一条一項は、国連の目的として、「国際の

安保理が国連の

際法の原則に従って」実現するとしながら、他方で「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊 していない。このような規定の成立の過程、特にこの修飾句の影響が「国際の平和及び安全を維持すること」という文 の鎮圧とのため有効な集団的措置」(強制措置)の実施においては、「正義及国際法の原則に従って」という条件を付加 て、安保理は必ずしも国際法の規則に合致しない決定を行うことが許されるというのが憲章起草者の意思であったと考 言全体に及ぶことを狙った提案が否定されたという事実から判断すると、国連憲章第七章の下でとられる行動におい

と国際法のその他の規則が矛盾するときには、前者を優先させる必要がある。(※) えられる。国連加盟国の側も、国連憲章一〇三条に基づき、憲章上の義務(安保理の拘束力ある決議に従う義務を含む

的ではなかろう。 かし、具体的に占領法規のどの規定が強行性を持つのかが不明確な段階では、この問題をこれ以上議論することは生産 際司法裁判所の勧告的意見においては、占領法規のいくつかの規定が強行性を持つことが示唆されたとも言われる。 う見解がある。加えて、多くの国際人道法の規則が強行法規だとする判例が存在し、特にパレスチナ分離壁に関する国 なお今日では、国際法の強行法規に該当する規則に反するような決定は、安保理といえどもとることができないとい

#### 3. 国連暫定統治との相違

しつつある。ここではイラク占領の法的意義を明確にするため、両者の枠組みの関係を確認しておく。 ® 近年では、占領法規に代わる法的枠組みとして、安保理の憲章第七章の下での決定に基づく、国連の暫定統治が発展

決定するまでの間という限定で、暫定的に統治が行われ、現地住民による政治的将来の決定を支援する役割が国連統治 暫定統治が行われたコソヴォおよび東ティモールにおいては、イラクの場合と同じように、現地住民が将来の地位を

同志社法学

機構(UNMIK、UNTAET)に負わされた。

を行った。これらの措置はイラク占領に比肩しうるような政治的、経済的改革であった。(図) 限を行使して、差別的内容の旧法令を廃止し、税関、通貨、石油製品輸入、電話通信事業、 立法権が付与され、暫定行政官を務める国連事務総長特別代表によって行使されることになった。特別代表は、 また、そのような任務を遂行する為に、現地の国連暫定統治機構に対して占領国に認められる範囲をはるかに超える 銀行制度に関する新規立法(頭)

連邦・ 存在したため、占領状態そのものが客観的に存在しなかったとされる。例えば、コソヴォについては、ユーゴスラビア においては、占領法規の適用は予定されていなかったのである。コソヴォでも東ティモールでも、現地の受入れ同意が ところがこの国連による暫定統治は、イラク占領と法的性格を異にしている。イラクの場合と異なり、 セルビア共和国両政府による国際的プレゼンス(KFOR・UNMIK)の受入れ合意が存在した(MTA)。 国連暫定統治

東ティモールについても、

多国籍軍の中核をなすオーストラリアとインドネシアの間に、

インドネシアが事前に多国籍軍INTERFETおよびUNAMETの受入れを同意して

地位協定が結ばれていた。確かに受入れ合意では

論の前提とされたわけではないため、これらの事例からは、本来占領法規が適用されるべき状況においても安保理が暫 される法的根拠となるとする見解もある。 定統治の枠組みを適用し、占領法規の適用を排除する決定を行うことが可能かどうか明らかにはならない。 安保理の憲章第七章に基づく決定が占領状態とは異なる状況を作り出し、占領法規とは異なる法的枠組みが適用 しかし、 コソヴォと東ティモールでは、イラクと異なり占領状態の存在が議

は、特に軍部は、第二次世界大戦後の日独占領をモデルとしていたといわれている。また占領開始の時点でも自軍を「解 望し、イラク開戦直前の「アゾレス・サミット」宣言においても、 イラクについても、 時期この国連による暫定統治の導入が検討された。 国連の大きな役割が期待されていた。 当初英国は国連による統治の全面展開 他方アメリカ を希

放軍」と呼び占領法規の適用に消極的な姿勢を見せた。しかし結局は、アメリカの意向で国連を可能な限り関与させな いこととなり、占領法規の法的枠組みが用いられることになったとされる。

領法規の適用範囲に明確に該当する状況においても援用され、占領法規の適用を排除する効果を持ちうるとも考えられ 考える場合に注目すべきことである。暫定統治方式が、占領法規が適用されない状況にのみあてはまるのではなく、占 場合には、占領法規の適用を排除できないことが、強く示唆されていると考えられるのである。また、逆にイラクにお ち、国連の暫定統治と類似の目的が想定されても、国連による直接統治ではなく個別国家が主体となる統治が敷かれる すれば、占領法規か暫定統治かという法的枠組みの選択は、国連の関与と密接に関連しているように思われる。 いてさえ占領法規を適用しない暫定統治方式が導入される可能性があったということも、暫定統治と占領法規の関係を このような政策決定に至った過程について、十分な資料がないため、断定的なことは言えないが、以上の経緯を一見 すなわ

#### むすびにかえて

るからである。

# ―イラクにおける占領法規適用の意義と問題点―

では、紛争後、 規の制約を越える措置が正当化される事例が存在する。その現状維持的性質から言っても、占領法規の厳格な制約の下 す暫定統治のように、占領状態の客観的定義にあてはまる可能性がある状況においても占領法規が適用されず、 た「目的」のために、占領法規に著しく矛盾する措置が正当化された。最近の国連による暫定統治の実行では、 以上のように、イラクでは、占領法規が適用される状況でありながら、安保理決議がきわめて緩やかな文言で言及し 平和構築の過程で行われる国家再建措置の多くは、法的に許容されえないものになることは明らかであ コソヴ

ろう。そのため、占領法規に代わる法的枠組みが検討されるのである。

な闘争の対象とみられてきた。しかし安保理は、イラクの占領状態に否定的な含意なく言及している。『Bi に大きな意義がある。第二次世界大戦後、「占領」という語にはネガティブなイメージがつきまとってきた。イスラエ ルによるパレスチナ占領のような「外国による占領」は、植民地主義やアパルトヘイトと同一視され、人民による正当 しかしその一方で、イラクにおいて占領法規の適用が決定され、安保理により占領状態の存在が認められたこと自体

きであろう。一九四九年のジュネーヴ諸条約では、占領法規の適用範囲が大幅に拡大され、そのような占領者の意図 国連の関与を回避するためとはいえ、暫定統治の枠組みではなく占領法規が「選択された」ことにも注目すべ

うな緊張関係が存在しないことが指摘される。しかしイラクにおいては、そのようなパターナリスティックなロジック 暫定統治方式の枠組みの相違点として、暫定統治の場合には、国連の統治組織と現地住民の利益の間に占領の場合のよ 意」やイデオロギー的パターナリズムによって、占領法規の適用が回避され続けてきた。また、しばしば、占領状態と 主観から独立した客観的な占領法規適用の敷居が設定された。それにも拘わらず、現実には、偽装された現地人民の「同

に依拠せず、現地住民と占領軍の緊張関係を前提として認め、占領法規が適用されたのである。

イラクでは占領法規の適用が認められると同時に、その規定を超えた措置を正当化するために安保理決議が必要とさ

法規が適用されることにより、そのような被占領地の政治制度や経済制度の変更を占領軍が行うことを制約しうるとい れば、占領軍はイラク国家と政府の改革と再構築をなしえないと考えられていたことは明らかである。ここから、『』 のとったいくつかの措置は安保理決議の許可自体を超えているとも批判される。しかし少なくとも、 れた。いかなる行為が安保理決議が存在しなければ許容されないと考えられたかは、逆説的ではあるが、 たす役割を指し示すものと言えるだろう。安保理決議によって具体的に何が正当化されるのかは明確ではなく、CPA 決議が存在しなけ

とする占領法規の枠組みにおいては許容されない。 とられる措置を正当化するために占領法規の柔軟な解釈が主張されることもあるが、そのような措置は う意義が再確認される。数少ない過去の事例でも、パレスチナにおける長期占領に関連して、現地住民の利益のために 現状維持の原則に基づき、占領法規の適用が人民の自決権を保護す

るという側面も存在するのである。

持つようになったことから、存在の余地には疑問があった。イラク占領において、デベラチオが占領法規に及ぼす影響 適用排除は、文民条約の導入により、占領法規が被占領国の現状維持のみならず、被占領地の個人の保護という目的を またイラクでは、ドイツで採用されたようなデベラチオ理論は採用されなかった。デベラチオ理論による占領法規の

しかし、イラクにおける占領法規適用の実態は、看過し得ない問題をはらんでいる。まず、安保理決議の文言が曖昧

が明確に否定されたと言える。

であるために、 してしまった。 占領法規からの逸脱がどの程度許容されているのかが不明確となり、結局は占領軍の恣意的な行動を許

さらにそもそも、安保理決議により占領法規に合致しない行為を正当化することは、武力紛争法の平等適用を阻害す

と合致しない措置をとることができる。しかしその一方で、武力紛争法が「武力紛争の性質若しくは原因又は紛争当事 者が掲げ若しくは紛争当事者に帰せられる理由に基づく不利な差別をすることなく……すべての場合において完全に適 る可能性がある。先に見たように、安保理は、憲章第七章に基づいて行動する場合には、強行規範以外の国際法の規定

用されなければならないこと(第一追加議定書前文)」は広く承認されており、国連憲章第七章に基づく強制措置にお いても武力紛争法の適用があることは、学説上も実行上も疑問の余地がない。

安保理に与えられた権限の絶対性を考えれば、一定領域の国連による統治と政治経済的な国家再建措置が、 国際の平

(九一七)

イラクにおける占領法規の適用について

状況によっては、占領法規の厳格な適用が平和構築の妨げとなることはありうる。しかしその場合にも、占領法規の適 し他方で、客観的に占領状態が存在する状況では、占領法規の適用が認められるべきである。確かにイラクのように、 和及び安全の維持のため行われる必要があれば、安保理はそのような措置を許可する権限があると言えるだろう。しか

人民自身によって行われるべきである。 に過ぎない。占領状態において、占領法規からの全面的逸脱を必要とするような根本的改革は、占領終了後に占領地の 用を前提として、安保理決議により占領法規の一部の規定からの「離脱」が、限定された範囲で例外的に認められうる

られたことの両面から、占領法規のそうした役割を再認識させるものである。 役割を負っている。イラクの事例は、占領法規適用が決定されたこと、および同時に占領法規からの安易な逸脱が認め の住民との緊張を生むものなのである。占領法規は、そうした緊張から、住民を保護し、現地人民の自決権を保護する 制より良いものであることはあっても、現地住民の利益を守る最適な機構たりえない。それらの活動は、本来的に現地 国連の暫定統治であれ、加盟国による軍事占領であれ、外国軍隊とそれに支援された統治機構は、それまでの政治体

- (1) 二〇〇三年六月二八日の主権移譲に伴ってイラクの占領状態は主権移譲により法的に終了したとされ、これ以降、 Roberts, A., "The End of Occupation: Iraq 2004" International and Comparative Law Quarterly, Vol.54 (2005), pp.27-48 や参照のシン 89060107D77D7299C1256EE7005200E8〉(last visited 30 November 2005))もこれを認めた。イラク占領の法的な意味での終期については protecting persons deprived of freedom remains a priority" at \http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/iwpList265 夕政府の同意に根拠づけられることになった。安全保障理事会 (S/RES/1546 (2004), 8 June 2004) およびICRC("Iraq post 28 June 2004
- 3 源は、一八九九年および一九〇七年の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則(以下、ハーグ陸戦規則またはハーグ規則と略す)」、一九四九年の「戦 占領法規は、占領の開始終了時期、占領地域の統治、ならびに同地域住民および財産に関する占領軍の権限などを規律事項とし、

(編)『国際関係法辞典(第二版)』三省堂、二〇〇五年、五五七頁(安藤仁介執筆)。

2

国際法学会

十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(以下、第一追加議定書と略す)」の各条約 時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(以下、文民条約と略す)」、ならびに一九七七年の「千九百四 およびこれら条約の中核部分を反映した慣習法に見出される。

- 〔4〕 そのため、二○○三年以降一斉に、占領法規に関する多くの論文が発表された。本稿の関心に関連するものの一例として、Grant, T.D., "traq How to Reconcile Conflicting Obligations of Occupation and Reform" ASIL Insights, June 2003 at (http://www.asil.org/insights/insigh107a1
- McCarthy, C., "The Paradox of the International Law of Military Occupation: Sovereignty and the Reformation of Iraq" Journal of Conflic Iraq: Security Council Resolution 1483 and the Law of Occupation" International Review of the Red Cross, No.856 (2004), pp.745-769 à disposer d'eux-mêmes" Revue général de droit international public, Tome 108 (2004), pp.883-916; Zwanenburg, M., "Existentialism in Nijhoff Publishers, 2004), pp.291-305; Starita, M., "L'Occupation de l'Iraq: Le Conseil de sécurité, le droit de la guerre et le droit des peuples Contemporary Law of Occupation" in Lijnzaad, L., van Sambeek, J. & Tahzib-Lie, B. (eds.), Making the Voice of Humanity Heard (Martinus pp.842-860; Lijnzaad, L., "How Not to be an Occupying Power: Some Reflections on the UN Security Council Resolution 1483 and the htm) (last visited 30 November 2005); Scheffer, D., "Beyond Occupation Law" American Journal of International Law, Vol.97
- (©) Scheffer, supra note 4, pp.848-849.

5

Scheffer, supra note 4

and Security Law, Vol.10 No.1 (2005), pp.43-74

- 7 戸法学雑誌』五〇巻二号、二〇〇〇年、八一~一四八頁を参照のこと。 暫定統治の事例研究として、酒井啓亘「国連憲章第七章に基づく暫定統治機構の展開:UNTAES・UNMIK・UNTAET」『神
- 9 International Law" International Peacekeeping: The Yearbook of International Peace Operations, Vol.9(2004), pp.27-61 冬%壁にのいる イラクにおける占領政策の国際法的側面についての一般的な解説は、Schmitt, M.N. & Garraway, C.H.B., "Occupation Policy in Iraq and
- para.528 (Germany), translated in Fleck, D. (ed.), The Handbook of Humanitarian Law in Armed Conflicts (Oxford University Press Department of the Army (US), The Law of Land Warfare (FM27-100) (1976), para.351; Zentrale Dienstvorschrift (ZDv) 15/2 ICRC, The Geneva Conventions of 12 August 1949, Commentary IV (ICRC, 1958) (Hereinafter cited as ICRC Commentary IV) p.272

1995); Ministère de la défense, Sécretariat général pour l'administration (France), Manuel de droit des conflicts armés, le Bulletin officie

同志社法学 五八巻二号 四七九 (九一九)

イラクにおける占領法規の適用について

Conflict (Oxford University Press, 2004), para.11.2 (United Kingdom) Operational and Tactical Level: Annotated (2001), Ch.12–1, para.5; UK Ministry of Defence (ed.), The Manual of the Law of Armed des armées en édition méthodique n° 101-2 (1998); Office of the Judge Advocate General (Canada), The Law of Armed Conflict at the

- 11 Prosecutor v. Naletilic and Martinovic, IT-98-34-T, Judgement, 31 March 2003, para.217
- (12) その一方で文民条約四条は、条約により保護される者の範囲を「紛争又は占領の場合において……紛争当事国又は占領国の権力内にある 者でその紛争当事国又は占領国の国民でないもの」と定義している。この「占領国の権力内にある」という文言と「事実上の権力」要件と を尊重しなければならない」として、「個人に関しては、条約の適用はハーグ規則四二条の意味における占領状態の存在には依存しない によって規律され」、「敵領域に駐留を目的とせず侵入する哨戒要員であっても、遭遇し自己の権力下においた文民の取扱いにおいては条約 の関係が問題になりうるが、ICRCのコメンタリーは「一定領域の文民たる住民と、当該領域に侵入してきた軍隊との関係は、この条約
- (약) ICRC Commentary IV, pp.21-22

と指摘している(ICRC Commentary IV, p.60)。

- International, 1999), pp.150–152 Kelly, M.J., Restoring and Maintaining Order in Complex Peace Operations: The Search for a Legal Framework (Kluwer Law
  - 1

15

S/2003/538, 8 May 2003

- www.publications.parliament.uk/pa/cm200203/cmhansrd/vo030512/debtext/30512-05.htm> (last visited 30 November 2005) Statement by the Foreign Secretary, Jack Straw, House of Commons Hansard Debates for 12 May 2003, pt5, column 22, available at \http://
- (\(\frac{17}{17}\)) S/RES/1483 (2003), 22 May 2003.
- 文一四項)し、イラク占領に参加する外国軍の中で、「占領国」とはみなされない国家が存在することを明示的に認めている。 しかしその一方で、「占領国ではないその他の国家が、占領当局の下で、現在協力している、または将来協力するであろう」ことを確認(前
- p.755.)、当初は英米以外の国家が占領国となる余地があった。しかし英米と兵力提供国との協議の結果、最終段階で一四項が挿入された ならびに統一の指揮の下で現在又は将来活動するその他の国家の責任を承認し」とされており(cited in Zwanenburg, supra note 4. 項に分割された前文のこの部分は、当初の案では「(英米両国が)占領軍として負う適用可能な国際法の下での特別な権限、責任および義務、 このように明示的に「占領国ではないその他の国家」に言及する前文一四項は、決議起草開始時には存在しなかった。後に一三項と一四

のである(*Id.*, p.756.)。

どの国からも異議は申立てられていないという (Id.)。 *Proceedings*, Vol.98(2004), p. 122.)。彼によれば、ICRCは、この基準に基づいて英米以外の国家にも占領法規の適用を求めてきたが 当するとみなすべきであろう。ICRC法務部の高官は、「ある派遣部隊が、イラクの一部領域について、統治の責任を課され、 available~at~ (http://parlinfoweb.aph.gov.au/piweb/Repository/Chamber/Hansardr/Linked/3366-4.PDF $\rangle~$  (last visited 30 November 2005)))  $^{\circ}$  - $^{\circ}$ 効的な統治を及ぼしているのであれば」、当該部隊派遣国は「占領国」であるとの立場をとっている(Lavoyer, J.-P., "Remarks", ASII 領統治に協力するそれら各国軍は、占領軍を統括するCPAの統一的な指揮下に置かれた。そのような国家については、本来は占領国に該 Prime Minister, cited in Parliamentary Debates, House of Representatives, Official Hansard, No. 7, 2004, 13 May 2004, p. 28672, also 行っていると見なさざるをえない国家もあった(ボーランド(Lijzaad, supra note 4, pp. 302-304)、オーストラリア(Statement of the 292a835b1a〉(last visited 30 November 2005)))。また、治安維持に従事し、または占領国と密接な協働関係にあるため占領国と同一任務を 〇〇三年三月二〇日から二〇〇名の部隊が戦闘に加わっていた((http://poland.gov.pV?document=431&PHPSESSID=b959664cf0ff727b32989 クに対する当初の武力攻撃に参加した、イラク住民にとっての「敵対的軍隊」さえも含まれた(ポーランド軍は、イラク攻撃が始まった」 この規定に基づいて英米以外の参加国は占領国であることを自ら否定している。そのような国家のなかには、ポーランド軍のようにイラ

れるものの、本条項に基づいてオランダが占領国とはみなされないことを示唆する(Zwanenburg, supra note 4, pp.755-756) 理決議前文一四項の「占領国ではない国家」への言及こそがイラク駐留軍の法的地位を有権的に決定したと述べ、本来なら占領国とみなさ なかったため、占領国ではなくなったとの立場をとった(Parliamentary Debates, supra)。オランダも議会答弁などで、政府高官が、安保 リア政府は、当初は英米と並ぶ共同占領国であることを認めていたが、安保理決議一四八三の採択以降、安保理により占領国と名指しされ しかしそれらの国々は、安保理決議一四八三の効果により、自国が占領国としての法的地位と義務を免れたと解釈している。オーストラ

のような立場を明示的に述べた国として、ノルウェー、ニュージーランドが指摘される(Zwanenburg, supra note 4, pp.754, 765 う主体として、ICRCのような公平な人道団体と並んで、「国」に言及している。この場合の「国」とは、 占領法規では、 中立国、特に利益保護国であることが予定されていた(ICRC Commentary IV, p.321.)。しかしイラク占領では、多くの国の任務は 占領国以外の国家が占領地で活動することを想定している。例えば、文民条約五九条は、占領地域での人道支援活動を行 人道援助の中立性確保の観点

その一方で、任務の内容が「人道的」であることなど、活動内容の限定性を根拠に占領国では無いと主張することは可能であろうか。こ

係なしに活動できず、実質的にCPAの指揮命令系統に属していた(Lijnzaad, supra note 4, p.298.)。そのため、イラク占領において人道 ったと考えるべきであろう。 的任務を行うに過ぎない国家もまた、文民条約が想定する中立国とは言えず、安保理決議一四八三が採択されなければ、占領国の立場にあ 文民条約五九条に言うような人道支援物資の配布にとどまっていなかった。また、人道援助に従事する国家軍は、 日本も明確に占領国であることを否定している(福田官房長官答弁・平成一五年六月二五日(第一五六回国会衆議院イラク人道復興支援 占領国との綿密な協力関

ものではないことなどが挙げられている(秋山内閣法制局長官答弁・平成一五年七月一七日(第一五六回国会参議院外交防衛委員会議事録 占領国ではないことの根拠としては、このように自衛隊部隊がCPAの指揮下には置かれないということ、安保理決議一四八三に基づいて までも我が国の指揮下において活動するものであり、多国籍軍の統合された司令部の指揮下に置かれることはない。」と述べた。)。日本が が国が主体的かつ積極的に寄与することを目的として、連合暫定施政当局(CPA)の同意を得て実施するものである。……自衛隊は飽く 基づく自衛隊の派遣は、安保理決議第千四百八十三号及び第千五百十一号におけるイラク国家再建のための努力への支援の要請を受け、我 統一指揮下には置かれないとされている(秋山内閣法制局長官答弁・平成一五年七月一七日(第一五六回国会参議院外交防衛委員会議事録 並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議事録二号二~三頁))。まず、日本の自衛隊部隊はCPAの イラク復興の取り組みに「主体的に寄与する」のであって武力の行使に該当する活動は行わないこと、占領当局が行う統治行為を分担する 一七号一四頁))。後の政府答弁書(内閣衆質一五九第八号平成十六年二月六日)では、この点を明確にし、「イラク人道復興支援特措法に

- 19 Roberts, A., "What is a Military Occupation?" British Year Book of International Law, Vol.55 (1984), p 267
- 20 Schwarzenberger, G., International Law as Applied by International Courts and Tribunals, Vol.2 (Stevens and Sons, 1968), p.730

Lauterpacht, H., Oppenheim's International Law, Vol.II, (7th ed., Longmans, Green, 1952), pp. 552-554, 599-605

- Evaluation of US Practice in Japan (Oxford University Press, 1991) 除された。この点に関する批判的考察として、Ando, N., Surrender, Occupation, and Private Property in International Law: An 本稿では、日本の占領については検討しない。連合国による日本占領は、ドイツのデベラチオ後の占領と同じ論拠で占領法規の適用が排
- Ando, supra note 22, pp.72–76; UK Manual, supra note 10, para.461.
- Declaration Regarding the Defeat of Germany and the Assumption of Supreme Authority by Allied Powers, June 5, 1945, available

- at (http://www.yale.edu/lawweb/avalon/wwii/ger01.htm) (last visited 30 November 2005).
- Jennings, R., "Government in Commission" British Year Book of International Law, Vol.23 (1946), pp.135-136
- (Schweisfurth, T. "Germany, Occupation after World War II", in Bernhardt, R. (ed.), Encyclopedia of Public International Law, Vol.2 一部のドイツの学者によるものを除いて、第二次世界大戦後の連合国の対独、対日占領政策に対する批判は殆どみられなかった
- Benvenisti, E., The International Law of Occupation (Princeton University Press, 1993), pp.94-96

(North-Holland, 1995), pp.587–588)°

- (lpha) von Glahn, G., The Occupation of Enemy Territory: A Commentary on the Law and Practice of Belligerent Occupation (The
- University of Minnesota Press, 1957), pp.281, 283 Heintschel von Heinegg, W., "Factors in War to Peace Transitions (The Rule of Law in Conflict and Post-Conflict Situation)" Harvard
- Journal of Law and Public Policy, Vol.27 (2004) pp. 861–865
- 31 30 S/Res/1500 (2003), 14 August 2003; S/Res/1511 (2003), 16 October 2003; S/Res/1546 (2004), 8 June 2004 Benvenisti, E., "Water Conflicts During the Occupation of Iraq" American Journal of International Law, Vol.97 No.4 (2003), p.862
- 〈http://www.iraqcoalition.org/regulations/〉で公開されている。以下、CPA発行の公文書のURL記載は省略する。) CPA/REG/16 May 2003/01(なおCPAの制定した規則、命令、覚書などは、占領終了後も、二○○六年六月末までCPAのウェブサイト
- 33 付けなく、慣習法または条約上の占領法規のみが規則の国際法上の根拠となる。 安保理決議の採択が予定よりも延期されたため、決議と規則の日付が逆になっている。よって正確に言うと、規則一号は安保理決議の裏
- (\(\frac{15}{25}\)) CPA/ORD/23 May 2003/02.

34

CPA/ORD/16 May 2003/01

- (%) CPA/REG/12 July 2003/6.
- (云) S/Res/1500 (2003), 14 August 2003.
- government/AgreementNov15.pdf》(last visited 30 November 2005) The November 15 Agreement: Timeline to a Sovereign, Democratic, and Secure Iraq, available at < http://www.iraqcoalition.org
- (%) CPA/ORD/9 June 2003/7.

同志社法学

- イラクにおける占領法規の適用について 五八卷二号 四八四
- September 2003/40 (Bank Law); CPA/ORD/14 October 2003/43 (New Iraqi Dinar Banknotes). CPA/ORD/19 September 2003/37 (Tax Strategy for 2003); CPA/ORD/29 February 2004/64 (Amendment to the Company Law); CPA/ORD/19

40

CPA/ORD/19 September 2003/39 (revised by CPA/ORD/20 December 2003/46)

- 43 イラク戦争前の最新の憲法は、一九九○年の暫定憲法(available at ⟨http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/iz01000\_html⟩(last visited 30 McCarthy, supra note 4, p.54
- 44 November 2005)) であった。 一九八○年代以来の戦時体制の継続、一九九○年以来の経済制裁、公共部門における汚職の蔓延、さらにフセイン政権の集権的、
- 要であることを認めた(S/2003/715, 17 July 2003, para.84)。政治的にも、旧政権幹部が多国籍軍に対する攻撃を継続する意思を持って逃走 している状況では、占領軍の安全確保の面から、それら旧政権幹部らの政権維持の道具として、さまざまな抑圧的かつ暴力的な行動を担っ らかであった。国連事務総長も、安保理決議一四八三により求められた報告書の中で、イラクの発展と計画経済から市場経済への移行が必 てきたバース党組織、情報機関、特別裁判所などが解体されるべきことが必要とされた。少なくとも、事実上壊滅し機能していないそれら 義的な統治形態とそれによる計画経済的運営などの影響により、イラク経済は壊滅状態にあったとされ、イラクの経済的復興の必要性は明
- supra note 4, pp.55–56 の組織を復活させることは、CPA命令が指摘する旧政権の「人権侵害の前歴」に照らして望ましくなかったと言えよう。See McCarthy
- 46 Benvenisti, supra note 27, pp.101-03

ICRC Commentary IV, p.335

- 48 Research Initiative (2004), available at  $\langle$ http:www.ihlresearch.org/ihl/bounce.php?b=pdfs/sassoli.pdf $\rangle$  (last visited at 31 July), pp.6-7 ICRC Commentary IV, p.337 Sassoli, M., "Article 43 of the Hague Regulations and Peace Operations in the Twenty-First Century" International Humanitarian Law
- になった。 Final Record of the Diplomatic Conference of Geneva of 1949, Vol.1, p.122.この草案は、後に刑罰法規に限定されない二項を伴うこと
- Id., Vol.2A, p.670; Id., Vol.3, p.139

49

ICRC Commentary IV, p.308

- Id., Vol.3, p.139
- 53 Id., Vol.2A, p.670 (USSR)
- 55 Benvenisti, supra note 27, pp.102-04

54

Id., Vol.3, p.139

Sassoli, supra note 47, pp.8-9.

- 党の解体は、占領軍の安全を確保する為に必要かつ正当な措置と考えられるかもしれない。 ただし、イラクにおけるバース党、ドイツにおけるナチスなど、実質的には特定の個人や独裁政権を支えるためにのみ存在するような政
- Zentrale Dienstvorschrift (ZDv) 15/2, supra note 10, para.550; Fleck (ed.), supra note 10, pp.256-257
- University Press, 1961) p.767 McDougal, M.S. & Feliciano, F.P., Law and minimum world public order: the legal regulation of international coercion (Yale
- 60 von Glahn, supra note 28, p.95
- at 31 July), p.10 Humanitarian Law Research Initiative (2004), available at \http:www.ihlresearch.org/ihl/bounce.php?b=pdfs/dinstein.pdf> (last visited Dinstein, Y., "The Dilemmas Relating to Legislation under Article 43 of the Hague Regulations, and Peace-Building" International
- (S) Felichenfeld, E.H., The International Economic Law of Belligerent Occupation (Carnegie Endowment for International Peace, 1942)
- pp.89–90; McDougal & Feliciano, supra note 59, p.768 Roberts, A., "Prolonged Military Occupation: The Israeli-Occupied Territories 1967–1988" in Playfair, E. (ed.), International Law and the
- 64 において、「占領軍は国際法上、現地住民の福祉を維持する義務を負っている。長期の占領では、社会的、経済的、商業的状況の変化により、 Administration of Occupied Territories (Clarendon Press, 1992) pp. 76-79 住民のニーズの変化にあわせて法を変更することが義務となる」と述べている(Christian Society for the Holy Place Case HC 337/11, 26 "1] PD 574, summarized in Israel Yearbook of Human Rights (IYHR), Vol.2 (1972), pp. 354–356. イスラエル最高裁のスッスマン判事は、西岸地区の現地法令であるヨルダン労使関係法令の占領当局による変更に関わる事件の多数意見
- Teacher's Housing Cooperative Case HC393/82 37 [4] PD785, summarized in IYHR Vol.14 (1984), pp.301-313

- ができる」と規定している(Canadian Manual, supra note 10,Ch.12, para.20; UK Manual, supra note 10, para.11.25 英国とカナダのマニュアルも、「占領軍は、住民の福祉のために必要であれば、占領地の既存法令を改正し、新しい法令を発布すること
- Stanford Law Review, Vol.37 (1985), pp. 1591-93 Benvenisti, supra note 27, pp.209-210; Goodman, D.P., "The Need for Fundamental Change in the Law of Belligerent Occupation"
- 68 Rights" IYHR Vol.8(1978), p.113.)。しかし、この基準は答えが「否」の場合にしか有効ではない(Meron, T., "Applicability of Multilateral Conventions to Occupied Territories" American Journal of International Law, Vol.72 No.3(1978), pp.549-550)。すなわち、自国民に対し てはとられない措置を占領地で実施することは許されないとは言えても、自国民に対してとられている措置であれば、占領地でも実施しう に対しても考慮されているか」というテストを提案している(Dinstein, Y., "The International Law of Belligerent Occupation and Human ディンシュタインは、占領軍による措置が「住民の利益」のための真摯な措置であるかどうかの判断基準として、「同様の措置が自国民
- るとは必ずしも言えないのである。 Qupty, M., "The Application of International Law in the Occupied Territories as Reflected in the Judgments of the High Court of Justice in
- Israel" in Playfair, supra note 63, pp. 96–98 Pellet, A., "The Destruction of Troy will not Take Place" in Playfair, supra note 63, p.201
- $\widehat{71}$ Greenwood, C., "The Administration of Occupied Territory" in Playfair, supra note 63, p.263

UK Manual, supra note 10, para. 11.11

ため、トルコ軍が全般的支配を及ぼしている北キプロスにおける人権侵害についてトルコの責任が認められた(Loizidou v. Turkey 例えば、欧州人権条約では、締約国は「その管轄内にあるすべての者」に対して条約が掲げる権利および自由を保障しなければならない

between Human Rights Regimes and Regimes of Belligerent Occupation" IYHR, Vol.28 (1999), pp.2-8 規約がパレスチナ占領地にも適用されることを認めている(E/C.12/I/Add.27, para.8)。See generally Frowein, J.A., "The Relationship 対して、明確に「占領地域の住民のために規約の規定は適用される」と述べた(CCPR/CO/78/ISR, para.11)。社会権規約委員会もまた、同 その管轄の下にあるすべての個人に対し」権利と自由の保障を求めており、締約国の管轄下にはあるが領域内にあるとは言えない占領地が European Court of Human Rights, Reports of Judgments and Decisions, 1996-VI.)。他方自由権規約は、締約国に「その領域内にあり、かつ、 適用範囲に含まれるかどうか議論がある。しかし規約人権委員会は、パレスチナ占領地には規約が適用されないとしたイスラエルの主張に

- A., "L'évolution de la réglementation de la guerre à la lumière de la sauvgarde des droits de l'homme" Recueil des cours, Vol.137 (1972-III. 占領軍には人権保護のために必要ならば、 占領地の制度および行政組織を変更する権利、むしろ義務があるとする論者もいる(Migliazza
- (5) Sassoli, supra note 47, p.13.
- (%) ICRC Commentary IV, p.336

Sassoli, supra note 47, p.14

- Conference: Reports & Conclusions (Kluwer, 2000), p. 220 Greenwood, C., "International Humanitarian Law (Laws of War)" in Kalshoven, F. (ed.), The Centennial of the First International Peace
- note 71, p.264) Greenwood, supra note 71, p.255 占領軍が、現地で傀儡的な住民代表組織を立ち上げれば、いかなる占領法規の義務も免れうることになるからである(Greenwood, supra
- 例えば、英国の大法官も、イラク戦争開始直後に、そのような意見をプレア首相に具申している(Kampfner, J. "Blair was told it would

81

McCarthy, supra note 4, pp.65-66

- 83 illegal to occupy Iraq" New Statesman, 26 May 2003) °
- "Memorandum from the Foreign and Commonwealth Office", Written Evidence, 18 June 2003, in House of Commons, Foreign Affairs "Questions raised about legality of U.S. attempts to transform Iraq", Associated Press, 13 January 2004
- 85 Committee, Foreign Policy Aspects of the War against Terrorism (Tenth Report of Session 2002-03), para.29 Kaikobad, K.H., "Problems of Belligerent Occupation: The Scope of Powers Exercised by the Coalition Provisional Authority in Iraq, April
- 86 ヴ諸条約とハーグ規則に合致したやり方で行使されなければならない」としており(Id., pp.11-12)、占領法規から逸脱することを認める り安保理の委任をされた権限は、無制約無制限なものではない。それらの権限は、憲章一条に言う正義と国際法の原則、特に……ジュネー May 2003- June 2004" International and Comparative Law Quarterly, Vol.54 (2004), p. 262 重するよう、法的に義務づけられている」と述べ(S/PV.4761, 22 May 2003, p.11)、パキスタン代表も「国連憲章の下では、この決議によ アンゴラ代表は「本決議の採択、およびその規定の履行において、イラクの占領国は、国際法、イラク人民の主権的権利……を厳密に尊

支援するCPA……その他のものに、憲章第七章の下、柔軟な枠組みを与えた」(Id., p.3) と述べるにとどまっている。(McCarthy, supra み込んだ発言をなさず、アメリカ代表も「安保理は、イラクにおける行政と復興に参加し、またはイラク人民が政治的将来を決定するのを note 4, p.70.) で、異例で、重大な状況に対処する為に適当な枠組みである」として、状況の特異性を強調している(Id., p.6)。しかし同国はそれ以上踏

趣旨は読み取れない。その一方で、イラクへの武力行使に賛成した立場として、スペイン代表は「決議は、国際社会が直面する、

この点については注 Starita, supra note 4, p.911

88

(18) を参照のこと。

89 Grant, supra note 4.

90

91 Simma, B. (ed.), The Charter of the United Nations: A Commentary (2nd. ed., Oxford University Press, 2002), p.43 (Wolfrum

Kelsen, H., The Law of United Nations: A Critical Analysis of Its Fundamental Problems (Stevens and Sons, 1951), p.294

- A*erial Incident at Lockerbie* (Libya v. United Kingdom), Provisional Measures, Order, 1992 ICJ Reports 3, at 16, para. 39や参照にいえ 合にも適用可能であることについて、Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the 一〇三条の規定が、憲章の規定とその他の国際条約の関係のみではなく、安保理の拘束力ある決定と他の国際条約上の義務との矛盾の場
- 93 [CJ Reports 4, at 440, para.100 (Serbia and Montenegro)), Further Requests for the Indication of Provisional Measures, Order, Separate Opinion of Judge Lauterpacht, 1993 Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Yugoslavia
- 94 Zwanenburg, supra note 4, p.762. このような結論は、おそらく「問題になる権利義務の性質と重要性に鑑みて、すべての国家が壁の建設 Prosecutor v. Zoran Kupreškic et al., Judgment, Trial Chamber, Case No. IT-95-16-T, 14 January 2000, para. 520
- Territoire palestinien occupé, avis consultatif, 9 juillet 2004, para.159)から導かれたものと考えられる。裁判所のこの見解の曖昧さに関 する批判として、濵本正太郎「パレスティナの『壁』事件:国際司法裁判所勧告的意見、二○○四年七月九日」『神戸法学年報』第二○号・ から生じる違法な状態を承認しない義務を有する」とした裁判所の見解(Conséquences juridiques de l'édification d'un mur dans le 一四三~一四五頁参照のこと。
- 96 少なくとも本稿の主題に沿って言えば、ハーグ規則四三条については強行性があるとは証明されていないと考えるべきであろう

- Kaikobad, supra note 85, p.263)°
- 97 構を中心に」浅田正彦編『二一世紀国際法の課題(安藤仁介先生古稀記念論文集)』、有信堂高文社、二〇〇六年(予定)を参照のこと。 なお、暫定統治における占領法規の適用については、拙稿「暫定統治型の平和活動における占領法規の適用可能性:コソヴォ暫定統治機
- 98 S/Res/1244 (1999) 10 June 1999 (UNMIK); S/Res/1272 (1999) 25 October 1999 (UNTAET)
- 99 UNMIK/REG/1999/1, 25 July 1999; UNTAET/REG/1991/1, 27 November 1999

UNMIK/REG/1999/10, 13 October 1999.

100

- UNMIKについては例えば以下の諸規則が発布された。UNMIK/REG/1999/3, 31 August 1999 (Customs and other related services)
- October 1999 (Telecommunications services); UNMIK/REG/1999/21, 15 November 1999 (Banking). UNMIK/REG/1999/4, 2 September 1999 (Currency); UNMIK/REG/1999/9, 9 September 1999 (Petroleum Products); UNMIK/REG/1999/12, 14
- UNTAETについては例えば以下の諸規則が発布された。UNTAET/REG/2000/12, 8 March 2000 (Taxation), UNTAET/REG/2000/7
- 域の将来の法的地位は未定であり、コソヴォ州に対するユーゴスラビア(現セルビア・モンテネグロ)の主権は確認されており、「現状」 (Currency); UNTAET/REG/1999/3, 3 December 1999 (Judiciaries); UNTAET/REG/2001/15, 21 July 2001 (Telecommunications services) 東ティモールにおいては、暫定統治開始前に示された住民の意思により新国家としての独立が決定していたが、コソヴォにおいては、地
- 103 との間に緊張関係をはらむものである。 Irmscher, T.H., "The Legal Framework for the Activities of the United Nations Interim Administration Mission in Kosovo: The Charter
- 104 Human Rights, and the Law of Occupation" German Yearbook of International Law, Vol.44 (2001), p377. Kelly, M.J., et al., "Legal aspects of Australia's involvement in the International Force for East Timor" International Review of the Red
- 105 Republic of Indonesia Concerning the Status of the Multinational Force in East Timor, reproduced in Australian Defence Force Cross, No. 841 (2001), p. 113 Exchange of Diplomatic Notes Constituting an Arrangement between the Government of Australia and the Government of the
- Military Law Centre, Law and Military Operations in East Timor Sep 99- Feb 00: Lessons Learnt for Legal Officers これらの受入れ合意の法的有効性には問題を差し挟む余地があるため、占領法規が適用されるべきだったという主張も存在する(Cerone "Minding the Gap: Outlining KFOR Accountability in Post-Conflict Kosovo" European Journal of International Law, Vol.12 No.3

東ティモールへの多国籍軍受入れについても、インドネシアによる東ティモール支配は法的に有効ではないため、インドネシアが受入れに 章に規定する国際法の諸原則に違反する……武力の行使」にあたり、その結果得られた合意は絶対的に無効であるとするのである。また、 同意を与える権限がないと主張した国家もあった(Kelly et al., supra note 104)。 在するため、その結果得られたユーゴスラビアの同意の有効性に疑問が呈する論者もある。空爆が、条約法条約五二条に言う「国際連合憲

(2001), pp.469-488, at pp.484-485; Irmscher, supra note 103, pp.385-387.)。コソヴォについては、NATOによる空爆の合法性に疑問が存

- 106 Review of the Red Cross, No.853 (2004), pp.22-29 Vité, S., "L'appilicabilité du droit international de l'occupation militaire aux activités des organisations internationales" International
- (놀) "UN leaders draw up secret blueprint for postwar Iraq" The Times, 5 March 2003
- Azores Summit Statement, 16 March 2003, reproduced in (http://www.monde-diplomatique.fr/cahier/frak/a9939) (last visited 30
- 109 "U.S. Has a Plan to Occupy Iraq, Officials Report", New York Times, 11 October 2002
- 110 April 2003 (http://www.asil.org/insights/insighl02.htm) (last visited at 30 November 2005) Paust, J.J., "The U.S. as Occupying Power Over Portions of Iraq and Relevant Responsibilities Under the Laws of War" ASIL Insights
- Foundation Backgrounder, No.1646, 21 April 2003 Gardiner, N. & Rivkin, Jr., D.B., "Blue Print for Freedom: Limiting the Role of the United Nations in Post-War Iraq" The Heritage
- 113 112 Benvenisti, supra note 30, pp.861-862
- 関係において、占領軍と現地住民の関係にみられるような緊張の要素が存在することも否定できないのであり、占領と国連暫定統治を「住 民利益との一致」の観点から区別することは恣意的であろう。 Vité, supra note 106, pp.25-26. ただし、例えば、コソヴォ住民の構成要素の複雑さを考えると、コソヴォ暫定統治と現地住民の利益との
- 115 と考えられる。 イギリスの大法官は明確にそのように助言し、 (See Kampfer, supra note 82)° これが英米両国をして占領法規に依拠しつつ、安保理の決議を求める姿勢に傾かせたもの